

資本関係又は人的関係にある複数の者は同一入札に参加できなくなります【ステップ2へ移行】

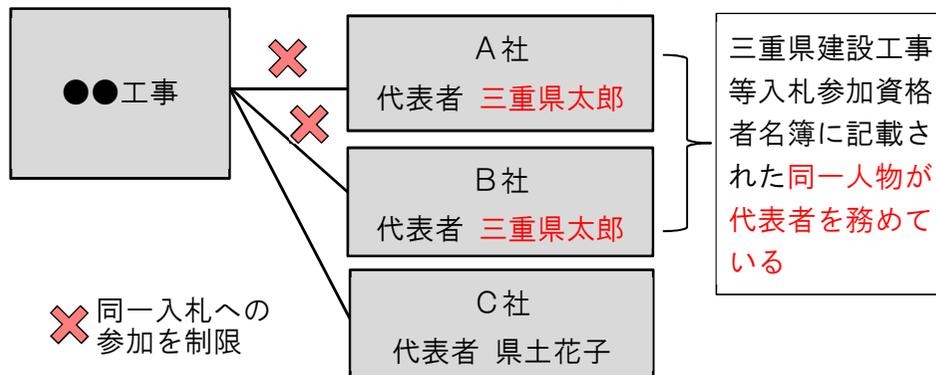
令和6年6月1日より同一代表者の入札を制限してきましたが、入札の公正性等を確保するため、令和7年4月1日から以下のとおり参加を制限します。これに伴い、**全ての建設企業及びコンサルタントから「業態調書」の提出を求めます。**

【ステップ1】

令和6年6月1日以降の公告案件から適用

同一人物が代表者を務める建設業者は同一入札に参加できません

【同一入札への参加が制限される関係】

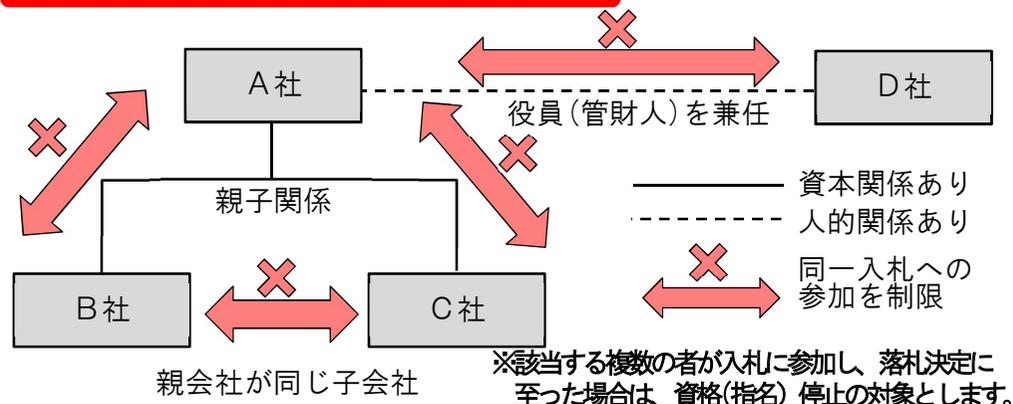


【ステップ2】

令和7年4月1日以降の公告又は指名通知案件から適用

資本関係又は人的関係にある複数の者は同一入札に参加できません

【同一入札への参加が制限される関係】



資本関係又は人的関係にある者の同一入札への参加制限について【ステップ2】

1 実施事項

三重県が発注する建設工事（維持業務を含む）、建設工事に係る測量・設計等業務において、入札の適正さが阻害されるおそれがある一定の資本関係等にある複数の者の同一入札への参加は認めないこととします。

2 基準

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合

- (1) 資本関係(親会社等と子会社等の関係にある等)
- (2) 人的関係(一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を兼ねている等)
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる関係

3 基準に該当する場合の取り扱い

事前条件審査において、関係のある複数の者は競争参加資格要件を満たさないものとして取り扱います。
指名競争入札については同一入札への指名を行いません。

4 資本関係又は人的関係にあることを確認するため、**業態調書の提出**を求めます。(入札時にも提出を求めます)

詳細は、三重県ホームページ「建設業のための広場」内の「建設業に関するお知らせ」をご確認下さい。

※提出期間：令和6年11月11日(月)～令和7年2月25日(火)

詳細は「建設業のための広場」を参照してください。

～お問い合わせ先～

三重県県土整備部 建設業課 TEL 059-224-2723 FAX 059-224-3290 Eメール kengyo@pref.mie.lg.jp

※該当しない場合も提出が必要です。